

庄内町告示第167号

令和5年度庄内町畜産農家等応援補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年7月24日

庄内町長 富 樫 透

令和5年度庄内町畜産農家等応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰に起因する経費の掛かり増し及び肉用牛の肥育経費上昇による子牛の市場価格の下落により所得が減少した肉用牛経営者、酪農経営者、養豚経営者及び家きん経営者（以下「畜産農家等」という。）の生産基盤の安定を図り事業の継続を推進するため、町内の畜産農家等に対し予算の範囲内で令和5年度庄内町畜産農家等応援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成17年庄内町規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者をいう。
- (2) 家畜市場 家畜の売買又は交換のために開設される市場であって、つなぎ場及び売場を設けて定期又は継続して開場されるものをいう。
- (3) 補助対象家畜 畜産農家等が飼養する肉用繁殖雌牛、肉用肥育牛、乳用雌牛、繁殖雌豚、採卵鶏及び家畜市場において売却した黒毛和種又は交雑種の子牛をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下この条において「補助対象者」という。）は、交付の申請日において、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 畜産農家等で、町内に住所を有する個人又は町内に事業所を有する中小企業者であること。
- (2) 飼養している家畜又は鶏卵を継続して出荷しているものであって、令和6年度以降においても経営を継続し畜産物を出荷する見込みがあること。
- (3) 輸入された原料が使用された飼料を低減する取り組みを行っている、若しくは指導を受けている、又はその見込みがあること。
- (4) 補助対象者及び当該補助対象者と同一世帯に属する者が町税等（個人の場合は、国民健康保険税を含む。）を滞納していないこと。

(交付の条件)

第4条 補助金の交付の対象となる家畜は、令和5年4月1日から同年9月30日までの期間（次条及び第6条において「上期」という。）及び令和5年10月1日から令和6年3月31日までの

期間（次条及び第6条において「下期」という。）において、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 毎月初日において畜産農家等が飼養する肉用繁殖雌牛、肉用肥育牛、乳用雌牛、繁殖雌豚及び採卵鶏（6月から10月までの期間については、当該月初日において庄内広域育成牧場に放牧中の牛を除く。）
- (2) 畜産農家等が家畜市場において売却した黒毛和種又は交雑種の子牛（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象家畜の数に次の表の左欄に掲げる補助対象家畜に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる補助金の額を限度として、町長が別に定める額を乗じて得た額とする。この場合において、当該補助金の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

補助対象家畜	補助金の額
肉用繁殖雌牛	1頭1月あたり550円以内
肉用肥育牛	1頭1月あたり860円以内
乳用雌牛	1頭1月あたり1,340円以内
繁殖雌豚	1頭1月あたり1,050円以内
採卵鶏	1羽1月あたり6.5円以内
黒毛和種の子牛	1頭あたり14,300円以内
交雑種の子牛	1頭あたり12,300円以内

- 2 補助金の額の上限は、上期及び下期のそれぞれの期間において60万円とする。ただし、令和5年2月1日において飼養する頭数が3,000頭以上の養豚経営者は90万円とする。（交付申請）

第6条 規則第4条に規定する交付申請書は、令和5年度庄内町畜産農家等応援補助金交付申請書（様式第1号。以下この条及び第8条において「交付申請書」という。）によるものとし、補助対象家畜毎に交付申請額の算出明細（別紙）を添付するものとする。

- 2 交付申請書の提出期限は、上期に係るものについては令和5年9月30日とし、下期に係るものについては令和6年3月31日とする。（交付決定の通知）

第7条 規則第7条に規定する補助金の交付の決定の通知は、令和5年度庄内町畜産農家等応援補助金交付決定及び交付額確定通知書（様式第2号。次条において「交付決定通知書」という。）により行うものとする。

（実績報告及び額の確定通知の特例）

第8条 規則第13条の規定による実績報告は、交付申請書に次に掲げる書類を添えて町長に提出することにより行うものとする。

- (1) 子牛の売却の実績を証する書類の写し
 - (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 申請者が交付決定通知書を受けたときは、規則第5条第1項の規定による当該補助金の交付の決定額をもって規則第14条の規定による補助金の額の確定及びその通知を受けたものとみなす。

（交付決定の取り消し）

第9条 町長は、第7条の規定により交付決定等通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、規則第16条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときには、期限を定めて全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 第3条第2号及び同条第3号に規定する事項を遵守しないとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が補助の目的に反すると認めるとき。
- (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

年 月 日

庄内町長 宛

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

電話

令和5年度庄内町畜産農家等応援補助金交付申請書

令和5年度庄内町畜産農家等応援補助金（期分 年 月 日から 年 月 日まで）を交付されるよう、庄内町補助金等の適正化に関する規則第4条の規定により次のとおり関係書類を添付して申請します。

交付申請額 (内 訳)	円		
	(1) 飼養家畜に対する補助金額	円	
	(2) 売却した子牛に対する補助金額	円	
	(注)1 交付申請額は、上期下期のそれぞれの期間において60万円が上限（令和5年2月1日時点で3,000頭以上飼養する養豚経営者は90万円が上限） 2 交付申請額の算出明細は、補助対象家畜毎に別紙に記入すること。		
輸入飼料を低減する取組内容			
添付書類	(1) 子牛の売却の実績を証する書類の写し (2) その他（ ）		
振込先	金融機関名		店名
	種目	普通・当座・その他（ ）	口座番号
	フリガナ		
	口座名義人		

同意書

令和5年度庄内町畜産農家等応援補助金交付要綱に基づく補助対象者の要件を審査するため、私及び私の世帯員（当法人）の税務資料を閲覧することに同意します。

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

生年月日 年 月 日（個人の場合）

(別紙)

交付申請額の算出明細

1 飼養家畜に対する補助金額

- (1) 補助対象家畜 肉用繁殖雌牛 肉用肥育牛 乳用雌牛 繁殖雌豚
採卵鶏

(2) 算出明細

対象月	飼養数	補助金の額	備考
月		円	
月		円	
月		円	
月		円	
月		円	
月		円	
合計		円	

備考

- 飼養数は、毎月初日における数（6月から10月までの期間については、当該月初日に庄内広域育成牧場に放牧中の牛を除く。）を記入してください。
- 補助金の額は、毎月初日における飼養数に、別に定める額を乗じて得た額を記入してください。

2 家畜市場において売却した子牛に対する補助金額

- (1) 補助対象家畜 黒毛和種 交雑種

(2) 算出明細

対象月	売却数	補助金の額	備考
月		円	
月		円	
月		円	
月		円	
月		円	
月		円	
合計		円	

備考 補助金の額は、売却した子牛の数に、別に定める額を乗じて得た額を記入してください。

様式第2号（第7条、第8条関係）

第 号
年 月 日

様

庄内町長



令和5年度庄内町畜産農家等応援補助金交付決定及び交付額確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった令和5年度庄内町畜産農家等応援補助金について、下記のとおり交付の決定及び交付額の確定をしたので、庄内町補助金等の適正化に関する規則第7条及び第14条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の対象期間 上期分（令和5年4月1日から令和5年9月30日まで）
下期分（令和5年10月1日から令和6年3月31日まで）
- 2 補助金の交付決定額及び確定額 円